

国海員第433号
令和2年3月24日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
赤羽 一 嘉



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和23年法律第130号）第55条第5項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 352 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
協同海運株式会社	三重県四日市市尾上町7番地6
株式会社AnchorS	岡山県備前市日生町寒河1439番地1